

# 軽自動車税の減免について

〈照会先〉 税務課 ☎ 8874

次のいずれかに該当する軽自動車・バイクは、軽自動車税の減免を受けることができます。

## A 心身などの障がいによる減免

- ① 身体障がい者など(戦傷病者を含む)の本人が所有し運転するもの
- ② 身体障がい者が所有(精神障がい者や18歳未満の身体障がい者と生計を一にする方が所有するものも含む)し、生計を一にする方が障がい者の

### ◆申請に必要なもの

▽ 本人および同一生計者が運転する場合  
 ① 印鑑、運転免許証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳および自立

通院、通学、通所または生業のために運転するもの  
 ③ 障がい者が所有し、障がい者のみで構成される世帯の障がい者の通院、通所など常時介護のために運転するもの

## B 公益による減免

- ① 国または地方公共団体に、公用または公共の用に供するために無償で貸し付けているもの
- ② 学校法人(私立学校に限る)の設置者が所有する軽自動車(当該学校の学生、生徒、児童および幼児の送迎のために使用するもの)
- ③ 社会福祉事業の経営者が所有する軽

支援医療受給者証、車検証  
 ▽ 障がい者のみの世帯で常時介護する方が運転する場合  
 ① 本人が運転する場合  
 ② 同じものおよび常時介護証明書  
 ◆ 対象者 左表のとおり

自動車直接その社会福祉事業のために使用するもの  
 ④ 市から委託を受けて社会福祉事業に類する事業の経営者が所有する軽自動車  
 ◆ 申請に必要なもの  
 印鑑、車検証、定款など  
 ◆ 申請期限 5月26日(月) ※土・日曜日・祝日を除く

### ◆注意事項

▽ 減免は、普通車・軽自動車などを問わず障がい者1人1台に限ります。  
 ▽ リース車両は対象となりません。  
 ◆ 申請・照会先 税務課、各地域事務所

## 身体障がい者など

障がい区分	本人が運転	同一生計者などが運転	
視覚	1級～3級、4級の1	同左	
聴覚	2級、3級	同左	
平衡機能	3級	同左	
上肢	1級、2級の1・2	同左	
下肢	1級～6級	1級～3級の1	
体幹	1級～3級、5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級(両上肢とも)	同左
	移動	1級～6級	1級、2級、3級(両下肢)
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級	同左	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	同左	
音声機能	3級(こう頭摘出者のみ)	—	
障がい区分	同一生計者などが運転		
知的障がい	程度が「重度」「最重度」であり、療育手帳「A」「A1」「A2」		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳「1級」および自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)		

① 同一の等級で2つの重複する障がいがある場合は、1級上の級とする。  
 ② 肢体不自由においては7級に該当する障がいがある場合は6級とする。  
 ③ 異なる等級について2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を考慮して当該等級より上の級とすることができる。

## 戦傷病者

障がい区分	本人が運転	同一生計者などが運転
視覚	特別項症、1～4項症	同左
聴覚	特別項症、1～4項症	同左
平衡機能	特別項症、1～4項症	同左
上肢	特別項症、1～3項症	同左
下肢	特別項症、1～6項症 1～3款症	特別項症、1～3項症
体幹	特別項症、1～6項症 1～3款症	特別項症、1～4項症
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症、1～3項症	同左
音声機能	特別項症、1～2項症(こう頭摘出者のみ)	—

## 自動車税減免申請について

中濃県税事務所では、身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者または精神障がい者が所有する自動車(軽自動車を除く)の自動車税減免申請の受付を行います。

- ◆ 申請期限 6月2日(月) (土・日・祝日を除く)
- ◆ 注意事項
  - ▷ 減免は、普通車・軽自動車を問わず障がい者1人1台に限ります。
  - ▷ 平成20年4月から、減免制度の一部が改正されます。詳細についてはお問い合わせください。
- ◆ 申請・照会先 中濃県税事務所 (☎ 33-4011)